

# 平成三年法律第二百九号

国家公務員の育児休業等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 育児短時間勤務（第十二条—第二十五条）
- 第三章 育児休業（第三条—第十一條）
- 第四章 育児時間（第二十六条）
- 第五章 防衛省の職員への準用等（第二十七条）
- 第六章 雜則（第二十八条）
- 附則

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、育児休業等に関する制度を設けて子を養育する国家公務員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、第二十七条を除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第二条に規定する一般職に属する国家公務員をいう。この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。この法律において「各省各庁の長」とは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第三条に規定する各省各庁の長及びその委任を受けた者をいう。

## 第二章 育児休業

(育児休業の承認)

第三条 職員（第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員、臨時に任用された職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十二条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（常時勤務することを要しない職員があつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六ヶ月に達する日までの間で人事院規則で定める日（当該ときは、二歳に達する日）まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に二回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしたことがあるときは、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。子の出生の日から勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しない職員を除く。）が当該子についてする育児休業（次号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び二回目のもの

二 任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該職員が、当該任期を更新され、又は当該子についてする育児休業を同じくする官職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

2 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。  
3 任命権者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

## (育児休業の期間の延長)

第四条 育児休業をしている職員は、任命権者に対し、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 育児休業の期間の延長は、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

## 3 前条第二項及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

### (育児休業の効果)

4 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

### (育児休業の承認の失効等)

5 育児休業の承認は、当該育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなつた場合には、その効力を失う。  
6 任命権者は、育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなつたことその他の人事院規則で定める事由に該当すると認めるとときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

### (育児休業に伴う任期付採用及び臨時の任用)

第七条 任命権者は、第三条第二項又は第四条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間（以下この項及び第三項において「請求期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によつて当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、第二号に掲げる任用は、請求期間について一年（第四条第一項の規定による請求があつた場合には、当該請求による延長前の育児休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年）を超えて行うことができない。

#### 一 請求期間を任期の限度として行う任期を定めた採用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員に当該任期を明示しなければならない。  
3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が請求期間に満たない場合には、当該請求期間の範囲内において、当該任期を更新することができます。  
4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。  
5 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、当該任期中、他の官職に任用することができる。  
6 第一項の規定により臨時の任用を行う場合には、国家公務員法第六十条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

### (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第八条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」といふ。）第十九条の四第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事院規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、第五条第二項の規定にかかる期末手当を支給す

給与法第十九条の七第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基

(育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整)

**第九条** 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調

（育児休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例）  
整を行うことができる。

**第十条** 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第六条の四第一項及び第七条第

同法第六条の第四項は規定する現実に四項の規定の適用については育児休業をした期間は職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定については、同項中「その月数の

分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する

## **第十一條** 職員は、育児休業を理由とする。

### **第三章 育児短時間勤務の承認**

**第十二条** 職員（常時勤務することを要しない職員、臨時に任用された職員その他これらに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）は、正令雇者の承認を受けて、当該職員の小学

本職員として人事院会員へ定期的に職員を隣くし、併合する方針を立てて、三語職員の担当者として、学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要

する官職を占めたまま、次の各号に掲げるいすれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態）により、当該職員が希望する日定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態）により、当該職員が希望する日

及び時間帯において勤務すること（以下「育児短時間勤務」という。）ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことのある場合において、当該子に係る育児短時間勤務

場合を除き この限りでない  
一 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間法第六条第一項に規定する週休日をいう。以下この項

において同じ。) とし、週休日以外の日において一日につき三時間五十五分勤務すること。

三　日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日として、以外の日において一日につき七時間四十五分勤務すること。

四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、一日については一日につき七時間四十五分、一日については一日につき三時

間五十五分勤務すること。  
前半二日は、一時間毎二十分の勤務時間で、一日三回の休憩時間も含めると、一日の勤務時間は五十五分である。

五 前各号に掲げるもののほか一週間当たりの勤務時間が十九時間（二十五分から二十四時間三十五分までの範囲内）となるように人事院規則で定める勤務の形態

2 育児短時間勤務の承認を受けようとする職員は、人事院規則の定めるところにより、育児短時間勤務をしようとする期間（一月以上一年以下の期間に限る。）の初日及び末日並びにその勤務

の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。

3 とする  
任命権者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求を

した職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

**第十三條** (育児短時間勤務の期間の延長) 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）は、任命権者に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。

二項 条 第 八		四項 条 第 六		三項 条 第 六		第一項 条 第 六		第二項 条 第 六		第三項 条 第 六		第四項 条 第 六		第五項 条 第 六		第六項 条 第 六		第七項 条 第 一	
二項 条 第 八	について、 月曜日から の五日間	四項 条 第 六	と 相 當 す る 額	三項 条 第 六	決 定 す る	第一項 条 第 六	(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の特例)	第二項 条 第 六	の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第三項 条 第 六	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受けた号俸に応じた額に、國家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句とする。	第四項 条 第 六	額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする。	第五項 条 第 六	第五条に規定する勤務時間(当該育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間)	第六項 条 第 六	第五条に規定する勤務時間(当該育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間)	第七項 条 第 一	第七条第一 四週間ごとの期間につき八日以上(育児短時間勤務の内容に従つた週休日)を設け、及び
二項 条 第 八	については、 育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間 法第六条第一項に規定する週休日以外の日	四項 条 第 六	と 相 當 す る 額	三項 条 第 六	決 定 す る	第一項 条 第 六	(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の特例)	第二項 条 第 六	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り	第三項 条 第 六	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り	第四項 条 第 六	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り	第五項 条 第 六	必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容に従つた週休日)	第六項 条 第 六	必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容に従つた週休日)	第七項 条 第 一	第七条第一 四週間ごとの期間につき八日以上(育児短時間勤務の内容に従つた週休日)を設け、及び
二項 条 第 八	については、 育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間 法第六条第一項に規定する週休日以外の日	四項 条 第 六	と 相 當 す る 額	三項 条 第 六	決 定 す る	第一項 条 第 六	(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の特例)	第二項 条 第 六	公務のため臨時又は緊急の場合には	第三項 条 第 六	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り	第四項 条 第 六	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り	第五項 条 第 六	必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容に従つた週休日)	第六項 条 第 六	必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容に従つた週休日)	第七項 条 第 一	第七条第一 四週間ごとの期間につき八日以上(育児短時間勤務の内容に従つた週休日)を設け、及び









育児休業法第十二条第二項又は第十三条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

2 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の国家公務員の育児休業等に関する法律（以下「旧国家公務員育児休業法」という。）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をする職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間ににおいて人事院規則で定める内容（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第一百四十一号）第二条第二項に規定する職員にあっては農林水産大臣が定める内容、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員については当該特定独立行政法人の長が定める内容）の新国家公務員育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があつたものとみなす。

3 前二項及び次の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、「新国家公務員育児休業法第十二条第三項」とあるのは「新国家公務員育児休業法第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第三項」と、「第十三条第二項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十三条第二項」と、「第二条第二項又は第十三条第一項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、前項中「第十二条第一項」とあるのは「新国家公務員育児休業法第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第一項」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

（人事院規則への委任）  
第四条 前一条に定めるもののほか、この法律（第四条、次条、附則第八条及び第十三条の規定を除く。）の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

#### 附 則 （平成二十二年五月二九日法律第四一号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則 （平成二十二年六月三日法律第四四号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略  
二 次に掲げる規定 平成二十二年四月一日
- イ 及びロ 略

ハ 附則第八条の規定（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第二

十七条第一項の表第八条第一項の項の改正規定中「又は第二十五条第三項」を「第二十五

条第三項又は第二十五条の二第三項」に改める部分及び同表第十二条第一項の項の改正規定

中「受けている者」の下に「自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者」を加える部分に限る。）及び附則第九条の規定（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項の改正規定中「自衛官」の下に「自衛官候補生」を加える部分を除く。）

三次に掲げる規定 平成二十二年七月一日

イ及びロ 略

ハ 附則第四条の規定、附則第八条の規定（前号ハに掲げる改正規定を除く。）及び附則第九条の規定（前号ハに掲げる改正規定を除く。）

#### 附 則 （平成二十二年一月三〇日法律第八六号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第七条及び第九条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

第三条 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第四条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第六条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和四十五年法律第二百七十七号）第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三第二項の規定にかかるらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日（同年二月二日から同年十二月一日までの間に職員（一般職の職員の給与に関する法律第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者は又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、医療職俸給表（一）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸であるものからこれらの人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額に、特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（一般職の職員の給与に関する法律第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（同法第十四条の規定による手当を含む。）の月額の合計額に百分の〇・一二四を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

行政職俸給表（二）		職務の級	号俸
俸給表	行政職俸給表（一）		
二級	一級	一級	一号俸から五十六号俸まで
二級	二級	二級	一号俸から二十四号俸まで
三級	三級	三級	一号俸から八号俸まで
二級	一級	一級	一号俸から六十八号俸まで
二級	一級	一級	一号俸から三十二号俸まで

專門行政職俸給表

（施行期日）  
附 則  
（平成二年一月三十日法律第五三号）抄

**第三条** 平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)  
第一条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)附則第五条及び第七条において「育児休業法」という。)第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百七号)第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十三条第二項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、

行政職俸給表 (一)		俸給表
		職務の級
		号俸
六級	三級	一号俸から九十三号俸まで
五級	二級	一号俸から六十四号俸まで
四級	一級	一号俸から四十八号俸まで
一級俸から十六号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から二十四号俸まで

4

## 第五条（平成十三年四月一日における号俸の調整）

応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十五条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

#### 附 則（平成二二年一月三〇日法律第五九号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

#### 附 則（平成二二年一二月三日法律第六一号）抄

（施行期日） この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成二四年一一月一六日法律第一〇〇号）抄

（施行期日） この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（平成二五年六月二二日法律第五二号）抄

（施行期日） 1 この法律は、平成二十六年一月一日から施行する。

#### 附 則（平成二五年一一月二二日法律第七七号）抄

（施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成二六年四月一八日法律第二二号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

#### 附 則（平成二六年一一月一九日法律第一〇五号）抄

（施行期日等） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条から第八条まで、第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成二六年一一月二八日法律第一三五号）抄

（施行期日等） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条並びに附則第五条から第九条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成二七年九月二日法律第六二号）抄

（施行期日等） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日等） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成二八年一月二六日法律第一号）抄

（施行期日等） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年六月三日法律第六三号）抄  
（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（平成二八年一一月二四日法律第八〇号）抄 （施行期日等） 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成二九年三月三一日法律第一四号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第四条及び第九条並びに附則第四条及び第六条から第十条までの規定 平成二九年一月一日

二 第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十四条の規定 平成二九年十月一日

#### （人事院規則への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律（第九条及び附則第七条から第十条までの規定を除く。）の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

#### 附 則（平成二九年三月三一日法律第一四号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 平成二十九年十月一日

二 第二条中雇用保険法第六十一条の四第一項の改正規定及び第七条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに附則第十五条、第十六条及び第二十三条から第二十五条までの規定 平成二十九年十月一日

#### （その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則（平成二九年一一月一五日法律第七七号）抄 （施行期日等） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

#### 附 則（令和三年六月一一日法律第六一号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和四年四月一三日法律第一九号）抄  
（施行期日等） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

#### 附 則（令和三年六月一一日法律第六一号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和四年四月一三日法律第七三号）抄  
（施行期日等） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条及び第五条（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第六条の規定 令和七年四月一日